

環境省政策体系及び目標

注) 関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 5 環境アセスメント

(施策番号) (評価対象施策)

-5-(1) (1)環境影響評価制度の運営及び充実

(目標) 環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境影響評価対象事業において環境保全上の適切な配慮を確保する。

(下位目標)

1. 必要な事業について事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われ、事業に反映されること。
2. 予測の不確実性が補われ、得られた情報が事業に反映されること。
3. 国民に環境影響評価制度が理解され、適正な意見が提出され、適切に事業に反映されること。
4. 国及び地方公共団体によって適切な審査が行われ、適切に事業に反映されること。
5. 環境影響評価制度全体が適切に運営され、効率的に環境影響評価制度の効果が発揮されること。

(事務事業)

- ア. 環境影響評価制度の運営
- イ. 情報の整備・提供の推進
- ウ. 住民意見形成の促進
- エ. 技術手法の向上
- オ. 環境影響評価の適正な審査
- カ. 環境影響評価後のフォロー

-5-(2) (2)戦略的環境アセスメントの推進

(目標) 国や地方公共団体の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)、政策について環境保全上の適切な配慮を確保すること。

(下位目標)

1. 国の行政機関によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。
2. 地方公共団体によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。
3. 事業者によって、上位計画について環境保全上の適切な配慮が行われること。

(事務事業)

- ア. 戦略的環境アセスメントの推進